

神奈川県造林補助事業検査要領

第1章 総則

(趣 旨)

第1条 神奈川県造林補助事業実施要領（以下「実施要領」という。）第11に規定する完成検査（以下「検査」という。）は、この要領によるものとする。

(検査員)

第2条 検査員は、横浜川崎地区農政事務所長及び地域県政総合センター所長（以下「所長」という。）が指定した職員とする。

2 検査員は、厳正かつ公平に検査を行わなければならない。

(検査結果の措置)

第3条 検査の結果、当該施行地が要領の規定に適合しないものであるときは、竣工と認めず、不合格又は一部不合格である旨を第1号様式により申請者に通知する。

2 前項の不合格又は一部不合格である施行地で当該年度内における一定期間内に手直しを行ったものについては、再検査を行う。

(完成検査調書)

第4条 検査員は、検査終了後速やかに完成検査調書（実施要領第7号様式）を作成し、所長に報告しなければならない。

(完成検査調書等の保存)

第5条 所長は、完成検査調書及びこれらに類する書類等（電磁的記録により作成されている場合を含む。）は、当該補助事業の完了年度の翌年度の初日から起算して10年間保存しなければならない。

第2章 検査

第1節 共通事項

(検査の趣旨)

第6条 検査は、その内容が神奈川県造林補助事業補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）及び実施要領の規定に適合していることを確認することを旨として行う。その際、施業の実施状況等、申請書により確認できない事項は、現地にて確認する。ただし、交付要綱別表5の規定によるオルソ画像等が添付された申請の場合において、本要領第8条から第10条まで及び第16条から第24条までに定める内容について、オルソ画像等で確認可能な場合は、現地での確認を省略できる。なお、オルソ画像、地球測位システム（GNSS）等のデジタル技術を用いた検査を行う場合は、「森林整備事業における補助金のデジタル申請・検査ガイドライン（令和7年3月31日付け6林整整第893号林野庁森林整備部整備課長通知）」を参考にすること。

(GIS等の活用)

- 第7条 検査に合格した施行地については、当該施行地の位置、区域、面積（検査により確定した面積。以下「査定面積」という。）等をGIS等で管理し、次回以降の補助金交付申請及び検査に活用する（GIS等で管理し活用できる情報について以下「GIS等登録情報」という。）。
- 2 GIS等登録情報のある施行地について申請があった場合、申請された施行地と当該施行地が同一であることを確認し、査定面積等にGIS等登録情報を利用する。

(施行地の位置確認)

- 第8条 申請書に記載された施行地の位置については、県の保有する森林計画図、GNSS、GIS等で確認する。

(施行地の区域確認)

- 第9条 申請書に記載された施行地の区域については、その周辺林地の状況等により確認する。
- 2 施行地として認める区域は、現に施業対象となる樹種が植栽されている、又は、地拵えが完了している区域とする。
- 3 交付要綱別表1 森林環境保全直接支援事業のイ 樹下植栽等、キ 除伐、ク 保育間伐、ケ 間伐、コ 更新伐並びに特定機能回復事業のイ 樹下植栽等、キ 除伐、ク 保育間伐、ケ 更新伐に規定された事業内容のうち、地表かき起こし、不用木の除去等一定の区域の一部に対して施業を行う場合、当該施業と一体として取扱う樹木を包括する森林の区域を施行地の区域とする。

(測量成果・面積の確認)

- 第10条 第7条第2項のGIS等登録情報がない場合又は同項において同一と認められなかった場合は、以下のいずれかの方法により、測量成果及び面積を確認する。
- (1) コンパス等による測量の場合は、次のとおりとし、測量野帳等のデータの精度を確認する。
なお、許容される誤差は、方位角及び高低角各2度、距離 $\frac{5}{100}$ とする。また、必要に応じて測量野帳等から面積の再計算を行う。
ア 1ha以上の施工地にあつては、2個以上の測線又は対角線並びに方位角及び高低角を実測
イ 1ha未満の施工地にあつては、主要測線又は対角線1個以上を実測
- (2) GNSS等による測量成果の提出があった場合は、2カ所以上の測点を計測し、測量野帳等のデータの精度を確認する。なお、許容される精度は3m以内とする。また、必要に応じて測量野帳等から面積の再計算を行う。
- (3) オルソ画像等による場合は、提出されたオルソ画像とシェープファイルをGIS等で比較し、施行地の位置等に差異がないことを目視で確認する。
- 2 前項による結果が、誤差の限度を超えるときは、検査員は申請者に再測量等を命じるものとする。
- 3 被害跡地造林の面積は、区域内における平均的と思われる地域において、被害を受けたと認められる跡地に対して植栽をした本数と被害を受ける前の生立本数との比較を求め植栽面積を算出する。

(施業間隔及び重複申請の確認)

第 11 条 除伐、保育間伐、間伐及び更新伐の施行地においては、過去 5 年以内に同一施行地において国庫補助事業による除伐、保育間伐、間伐及び更新伐を実施していないこと、並びに一貫作業の施行地においては、過去 5 年以内に同一施行地において国庫補助事業による枝打ち、除伐、保育間伐、間伐及び更新伐を実施していないことを確認する。また、同一の施行地における同一の事業内容について、他の国庫補助事業を含めて複数回の申請がされていないことを確認する。

(施行地の森林所有者及び地番)

第 12 条 施行地の森林所有者及び地番を確認し、その確認方法を完成検査調書に記載する。

(事業主体等の確認)

第 13 条 事業主体の要件等につき、次の書類等を確認する。また、事業の実施に同意していることについて、無作為に抽出した森林所有者に対して確認する。ただし、森林経営計画を樹立して実施した施行地については確認を省略できるものとする。

(1) 事業主体としての要件を満たしていること。

ア 交付要綱別表 5 及び別表 6 に係る次の書類等

(イ) 認定された森林経営計画等

(イ) 人工造林及び樹下植栽等については、伐採及び伐採後の造林の届出書の写し又は森林経営計画等に係る伐採等の届出書等の写し若しくは伐採及び伐採後の造林の届出を要しなかったことを示す書類等

イ 交付要綱別表 1 の特定機能回復事業に係る申請の場合は、森林所有者等との間で締結した協定書の写し

ウ 事業主体が森林法施行令第 11 条第 7 号に掲げる特定非営利活動法人等である場合は、施業実施協定書の写し

エ その他、事業主体の要件を満たすことを示す団体の規約の写し等

(2) 事業主体が森林所有者でない場合若しくは分収林契約に基づく造林者又は育林者として事業を実施する者である場合において、当該事業を実施する権限を有していること。

ア 森林所有者との受委託契約により事業を実施した場合は受委託契約書の写し（事業主体が森林経営計画の認定を受けた者である場合を除く。）

イ 森林所有者等による整備が進み難い森林等について、分収方式による森林施業、同方式解除後の森林施業又は市町村のあっせんによる森林施業を実施した場合は分収林契約等の写し

ウ その他、事業主体が事業を実施する権限を有することを示す協定書、同意書の写し等

(3) 交付要綱第 6 条の 4 による、事業主体からの委任による補助金の交付申請及び受領（以下、「代理申請」という。）が行われた場合又は事業主体が事業主体以外の者に委託若しくは請け負わせて作業を実施した場合には、当該委任等の関係が存在すること。

ア 事業主体からの代理申請に係る委任状の写し

イ 事業主体と作業を実施した者との委託又は請負契約書の写し

(4) その他必要な事項

- (5) (1) から (3) における契約書、協定書、同意書等については、原則として森林所有者等の自筆署名によること。ただし、契約日が平成 30 年 4 月 1 日以降のものに限る。

(現場監督費及び社会保険料等の確認)

第 14 条 実施要領第 9 の 2 の (1) の間接費を加算する施行地においては以下のことを確認する。

- (1) 現場監督費（現場労働者が雇用者により実施された場合）及び社会保険料等に係る労災保険料等の加入状況については、社会保険等の加入実態状況調査表（交付要綱別紙 7）に基づき、保険料の払い込み済み証明書等により確認する。
- (2) 現場労働者の中に個人受託者が含まれる場合にあっては、指示書、日報等により当該個人受託者に対する実質的な管理・監督の状況の記録を確認する。
- (3) 下刈りにおける熱中症対策として、間接費に標準単価の 1 % に相当する額を加算する場合は、事業実施期間の過半以上が加算対象期間に含まれていることを確認する。

(使用資材の確認)

第 15 条 納品書等により、苗木については樹種及び本数を、苗木以外の資材については資材名及び数量を確認する。

第 2 節 施業種ごとの検査事項

(人工造林及び樹下植栽等の検査)

第 16 条 人工造林及び樹下植栽等については、次により確認する。

- (1) 地拵えについては、伐採及び刈払い並びに倒木、刈払い物の整理が、その後の保育作業の実行に支障がなく成林可能な程度に実施されていることを確認する。
- (2) 植栽本数については、次のいずれかの方法（以下「本数検査法」という。）により表 1 に従って確認する。
 - ア 施行地内の任意の植列において植栽木 11 本の間の延長及びその植列に直角の方向に 11 列の間の延長をそれぞれ計測し、苗間列間距離の平均値を求め、早見表により植栽本数を算出する方法又はラインセンサス法などのいずれかの方法。
 - イ 施行地内の標準地とみなされる任意の場所に、面積 100 m² を基準として設定した区域内の全植栽本数を計測する方法。
- (3) 枯損率については、本数検査法による検査対象本数の内の枯損苗の本数を計測し、枯損苗本数／植栽本数により算出する。
- (4) 枯損率が 20% 未満であるときは、本数検査法によって確認した植栽本数をもって査定本数とする。
- (5) 1 施行地に適用標準単価の異なる 2 樹種以上が植栽されている場合には、計測又は本数比により面積を按分して区分する。
- (6) 樹下植栽等の施業のうち、地表かき起こしについては、地表かき起こしの状況を確認するとともに、支障木除去、不良木淘汰及び不用萌芽の除去については、本数検査法により検査する。
- (7) 補植については、補植前の枯損率を写真等により確認するとともに、補植状況について本数

検査法により補植率（補植本数／補植後の植栽本数）を確認することに加え、苗木受払簿等により購入した苗木の本数が補植本数を上回っていないことを確認する。

（下刈りの検査）

第 17 条 下刈りについては、雑草木の刈払い、刈払った雑草木の処理状況が、植栽木の生育に支障がないかを確認する。

（雪起こし及び倒木起こしの検査）

第 18 条 雪起こし及び倒木起こしの本数については、本数検査法により、雪起こし本数率（雪起こし本数/現存生立本数）及び倒木起こし本数率（倒木起こし本数/現存生立本数）を確認する。査定面積は、雪起こし本数率又は倒木起こし本数率×被害区域面積により求める。

2 被害区域面積は、被害木のある森林面積とし、小班又は同一の施業が可能な区域を単位とする。

（枝打ちの検査）

第19条 枝打ちについては、施行者の方針等を勘案し、枝打ちの効果が十分に果たせるものかを標準地をもって調査する。

2 枝打ちの高さは2.0m、3.0m、4.0m、6.0m、8.0mを基準とするが、植栽木の高さ、成長等を勘案し適正かどうかを確認する。

（除伐、間伐等の検査）

第 20 条 除伐、保育間伐、間伐、更新伐の不良木の淘汰の本数については、本数検査法により、表 1 に従って確認する。

2 不用木の除去及び不良木の淘汰後の枝払、玉切、片付の実施率については、前項の検査区域内（不用木の除去のみを実施した施行地にあつては、本数検査法により設定する区域内）において確認する。

3 間伐、更新伐における伐採木の搬出材積については、搬出材積集計表（交付要綱別紙 6）に基づき、原則として、出荷先の入荷伝票、出荷伝票等により確認する。ただし、これにより難い場合は、はい積写真及び検知野帳（交付要綱別紙 8）等により確認する。

（保育間伐の検査）

第 21 条 12 齢級を超える林分で行った保育間伐については、前条の本数検査法に加え、平均胸高直径調査表（交付要綱別紙 5）に基づき、伐採した不良木の胸高直径の平均が 18cm 未満であることを確認する。

（付帯施設等整備の検査）

第 22 条 付帯施設等整備については、神奈川県造林関係事業標準構造図と同等品以上であることを確認する。

2 当該付帯施設等整備と一体的に実施するとしている施業が、現に実施又は予定されているこ

とを確認する。

- 3 鳥獣害防止施設等整備については、延長、高さ、支柱間隔等の構造については、400mに1箇所（最低2箇所）実測により確認する。
- 4 構造物については、各構造物毎に10カ所あたりにつき1カ所以上を対象に、設置延長のほか規格構造の確認をする。

（森林作業道の検査）

第23条 森林作業道については、神奈川県森林作業道作設指針で示した、基本的考え方に則り作設されていることを確認する。

- 2 当該森林作業道と整備と一体的に実施するとしている施業が、現に実施又は予定されていることを確認する。
- 3 延長ならびに幅員の検査は、延長おおむね500mごとに行う。
なお、延長については1測点間以上、幅員については1カ所以上をとりこれを実測することにより行う。

（林齢の検査）

第24条 林齢については、当該施行地の植栽時の検査調書等、森林簿又は伐根の年輪等により確認する。

（その他の検査）

第25条 その他、規定のない施業種については、当該施業の目的とする効果が発揮できることを確認する。

第3節 現地での確認

（現地確認の手法）

第26条 第6条の規定により現地確認を行う場合は、次により実施する。なお、信頼性を確保するため、無作為抽出の方法は乱数表（別に定める「検査箇所抽出シート」ファイルを使用する。）によるものとし、抽出に当たっては林務部局以外の職員等が行う。その結果は、検査箇所無作為抽出結果（第2号様式）にまとめるものとする。

- (1) 交付要綱第6条別表1に定める事業規模等の要件を満たす施行地のまとまり（以下「申請単位」という。）の数に応じ、表2により無作為に抽出された施行地にて実施する。
 - (2) 間伐等と一体的に付帯施設等整備を実施した場合は、付帯施設等整備の現地確認についても前号と同様の取り扱いとする。
- 2 前項により現地確認を実施した施行地の完成検査調書には「現地確認」と記載し、施業図又は完成検査調書に次の事項を朱線で記載する。ただし、GNSS データが記録された検査写真等により検査位置を特定することが出来る場合は、当該データを整理し、朱線と同程度の可読性を担保することで省略することができる。
- (1) 検査員が検査のため踏査した経路

- (2) 検測した線又は検測点
 - (3) 標準地又は検定した苗間列間のおよその位置
- 3 現地確認において疑義が認められた場合は、前1項を適用しない。

(現地確認の体制)

第27条 現地確認を行う場合は、その信頼性等を確保するため、2名以上の体制により実施する。ただし、GNSS₂の位置情報等を活用して確実に現地確認を行ったことが₂確認できる場合は、1名での体制により実施できる。

(立会)

第28条 現地確認は、原則として申請者若しくは代理申請者又はそれらの代理人を立会させて行う。

(写真)

第29条 現地確認を行った際には、検査員及び立会人並びに検査状況（測量成果の検査状況、伐採本数、施行状況等）の写真を撮影し、完成検査調書に添付しておくものとする。なお、これら写真は、原則としてGNSSデータが記録されたものとする。

表1（第16条、第20条関係）

施行地面積	検査箇所数
1 ha 未満	1 箇所以上
1 ～ 5 ha 未満	2 箇所以上
5 ha 以上 5 ha 増毎	1 箇所ずつ増

表2（第26条関係）

申請単位	無作為抽出する申請単位数	無作為抽出する施行地数
1	1 以上	1 申請に係る総施行地数の 1/10 以上かつ総施行地面積の 1/10 以上
2 ～ 4	2 以上	同上
5 ～ 8	3 以上	同上
9 ～	4 以上	同上

附 則

- 1 この要領の適用日前の要領については、廃止する。
- 2 この要領は、令和2年11月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、令和4年8月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、令和 5 年 6 月 28 日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

第 1 号様式

年 月 日

申請者 様

所属長

年度造林補助事業の検査結果について（通知）

年 月 日検査を実施した結果、不合格（一部不合格）となりましたので、神奈川県造林補助事業検査要領第 3 条の規定により通知します。なお、期限までに手直しを行った場合については、再検査を実施します。

事業名	
施工箇所	
不合格（一部不合格）の内容	
手直し期限	年 月 日～ 年 月 日まで
手直し事項	

検査箇所無作為抽出結果

箇所

箇所

日時 ()

[illegible]

※申請番号をランダムに順位付けし、上位から選定。

神奈川県造林補助事業検査要領第 26 条の規定に基づき、検査箇所を上記のとおり選定しました。

氏名